



広島県報

号 外
第 82 号

発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

- 公有水面埋立ての竣功の認可 (安芸郡鞆町) 1
- 公安委員会公告
警備員検定の実施 1
- 警察本部公告
捜査本部の公告 1

告 示

広島県告示第500号
公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成18年4月21日

広島港港湾管理者

広島 県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 竣功認可年月日

平成18年4月14日

2 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

知事 藤 田 雄 山

3 埋立区域の位置及び区域

(1) 位 置

(第2 - 3工区)

平成17年5月10日付け広島県指令港管第20号で竣功認可された埋立地及び安芸郡坂町字魚見8326番4から同8300番2を経て同町字小浦山857番6に至る間の土地に接する国道の地先

(2) 区 域

(第2 - 3工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と66の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

1の地点 安芸郡坂町字獄290番5の国土地理院三等三角点「獄」(北緯34度19分15秒3708、東経132度30分45秒6884、標高359.25m) から271度50分08秒、1.234.76mの地点

2の地点	1の地点から	280度58分59秒	35.50mの地点
3の地点	2の地点から	280度25分54秒	10.76mの地点
4の地点	3の地点から	10度24分50秒	6.11mの地点
5の地点	4の地点から	100度35分54秒	6.95mの地点
6の地点	5の地点から	10度28分42秒	37.12mの地点
7の地点	6の地点から	10度22分33秒	10.04mの地点
8の地点	7の地点から	11度40分02秒	10.06mの地点
9の地点	8の地点から	12度58分43秒	10.01mの地点
10の地点	9の地点から	14度22分46秒	10.04mの地点
11の地点	10の地点から	15度48分24秒	10.04mの地点
12の地点	11の地点から	17度07分10秒	10.06mの地点
13の地点	12の地点から	18度43分31秒	10.05mの地点
14の地点	13の地点から	19度55分48秒	10.05mの地点
15の地点	14の地点から	21度28分19秒	10.08mの地点
16の地点	15の地点から	22度52分44秒	10.00mの地点
17の地点	16の地点から	24度12分38秒	10.08mの地点
18の地点	17の地点から	25度37分40秒	10.03mの地点
19の地点	18の地点から	27度01分44秒	10.06mの地点

200の地点	190の地点から	28度27分17秒	10.06mの地点
210の地点	200の地点から	29度55分08秒	10.04mの地点
220の地点	210の地点から	31度22分57秒	8.00mの地点
230の地点	220の地点から	32度15分04秒	10.03mの地点
240の地点	230の地点から	33度30分58秒	10.05mの地点
250の地点	240の地点から	34度59分11秒	10.06mの地点
260の地点	250の地点から	37度38分04秒	24.10mの地点
270の地点	260の地点から	40度13分06秒	10.03mの地点
280の地点	270の地点から	41度28分36秒	10.01mの地点
290の地点	280の地点から	42度55分01秒	10.10mの地点
300の地点	290の地点から	44度23分38秒	10.03mの地点
310の地点	300の地点から	45度45分14秒	10.05mの地点
320の地点	310の地点から	46度57分59秒	10.04mの地点
330の地点	320の地点から	47度14分32秒	30.85mの地点
340の地点	330の地点から	317度16分33秒	6.98mの地点
350の地点	340の地点から	47度12分46秒	20.02mの地点
360の地点	350の地点から	137度12分06秒	7.03mの地点
370の地点	360の地点から	47度12分42秒	45.02mの地点
380の地点	370の地点から	137度17分23秒	36.83mの地点
390の地点	380の地点から	227度08分02秒	6.12mの地点
400の地点	390の地点から	227度21分18秒	4.53mの地点
410の地点	400の地点から	227度13分31秒	45.47mの地点
420の地点	410の地点から	227度12分15秒	41.90mの地点
430の地点	420の地点から	226度33分27秒	8.32mの地点
440の地点	430の地点から	224度18分47秒	20.23mの地点
450の地点	440の地点から	222度20分49秒	9.72mの地点
460の地点	450の地点から	219度59分48秒	10.64mの地点
470の地点	460の地点から	220度01分38秒	10.36mの地点
480の地点	470の地点から	216度47分58秒	8.31mの地点
490の地点	480の地点から	214度49分35秒	9.94mの地点
500の地点	490の地点から	215度17分47秒	2.48mの地点
510の地点	500の地点から	213度24分04秒	8.80mの地点
520の地点	510の地点から	211度45分23秒	10.78mの地点
530の地点	520の地点から	210度17分11秒	9.60mの地点

540の地点	530の地点から	209度05分18秒	10.10mの地点
550の地点	540の地点から	207度24分23秒	9.75mの地点
560の地点	550の地点から	205度46分45秒	10.04mの地点
570の地点	560の地点から	203度30分31秒	9.88mの地点
580の地点	570の地点から	202度10分13秒	12.12mの地点
590の地点	580の地点から	199度49分50秒	3.82mの地点
600の地点	590の地点から	201度33分49秒	3.89mの地点
610の地点	600の地点から	200度09分34秒	10.16mの地点
620の地点	610の地点から	197度27分17秒	9.94mの地点
630の地点	620の地点から	199度59分35秒	9.83mの地点
640の地点	630の地点から	194度26分29秒	20.02mの地点
650の地点	640の地点から	192度24分53秒	15.25mの地点
660の地点	650の地点から	190度39分07秒	24.78mの地点

(3) 面積

(第2 - 3工区)

15,404.61平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号等

平成3年11月7日

広島県告示第1211号

(平成3年10月31日付け指令港第177号により免許)

5 法第22条第3項の市町名

坂町

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第32号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第7条の規定により公示する。

平成18年4月21日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 検定を行う警備業務の種類並びに検定の実施期日及び場所

種別及び級	実施期日	実施場所	定員
施設警備業務2級	平成18年7月22日(土) 午前8時30分から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター	30人
交通誘導警備業務2級	平成18年7月29日(土) 午前8時30分から 午後5時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター	30人

2 検定対象者

広島県内に住所地がある者又は広島県内の営業所に属する警備員である者

3 検定の科目

種別	試験区分	科目	目
施設警備業務2級	実技試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
交通誘導警備業務2級	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

注 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

4 検定申請手続等

(1) 届出方法

- ア 受検希望者本人が、下記②の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの検定受検希望届出書により届出を行うこと。
- イ 受検希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受検予定者を決定する。
- ウ 抽選の結果及び検定申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。
- (2) 検定受検希望届出書の提出期間
- ア 施設警備業務2級に係る検定

平成18年6月5日(月)から平成18年6月9日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 交通誘導警備業務2級に係る検定

平成18年6月12日(月)から平成18年6月16日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

- (3) 検定申請書の提出先
受検予定者に決定した者は、下記5の提出書類等を住所地又は警備員である場合にその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課に提出すること。
- (4) 検定申請書の配付場所等
広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取ること。

5 提出書類等

- (1) 検定申請書1通
- (2) 広島県内の住所地を疎明する書面又は広島県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面のいずれか一つ
- (3) 写真2葉
申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを提出すること。

6 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料
- ア 施設警備業務2級に係る検定
16,000円
- イ 交通誘導警備業務2級に係る検定
14,000円
- (2) 納付方法
検定手数料は、検定申請書提出時に各検定の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。
この広島県収入証紙は、検定申請書にちよう付せず消印もしないこと。
なお、納付された検定手数料は返還しない。
- 7 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において後日交付する。
- 8 服装及び持参物
- (1) 服装
私服 (作業衣、運動が出来る服装等)

- (2) 持参物
受検票、筆記具、印鑑
- 9 問い合わせ先
 - (1) 広島県警察本部生活安全部 生活環境課
電話 (082) 228 - 0110 内線3214
 - (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 10 その他
試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けません。

警察本部公告

広島県警察本部公告第41号

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条の規定により公示する。

平成18年4月21日

広島県警察本部長 片岡 義 篤

- 1 調達件名
広島県運転免許センターで使用する電気 年間使用予定電力量 1,917,312kwh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
広島県警察本部交通部運転免許課
 - (2) 所在地
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成18年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
中国電力株式会社廿日市営業所
 - (2) 住所
廿日市市串戸六丁目5番12号
- 5 落札金額
年間予定総額 35,231,331円（消費税及び地方消費税を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年1月13日